

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p style="text-align: center;">茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 津波災害対策計画の概要・・・1</p> <p>第1 計画の目的・・・1</p> <p>第2 計画の用語・・・1</p> <p>第3 計画の構成・・・1</p> <p>第4 基本方針・・・1</p> <p>第2節 国内の津波被害・・・3</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 津波に強いまちづくり・・・6</p> <p>1 津波に強いまちの形成・・・7</p> <p>2 海岸保全施設等の整備・・・9</p> <p>3 避難関連施設の整備・・・9</p> <p>4 公共施設等の津波対策・・・10</p> <p>5 ライフライン施設の耐浪化・・・11</p> <p>6 危険物施設等の安全確保・・・12</p> <p>第2節 防災思想・知識の普及・・・13</p> <p>1 防災教育・・・14</p> <p>2 津波ハザードマップの充実、活用・・・15</p> <p>3 避難誘導標識等による啓発・・・16</p> <p>4 防災訓練の実施・・・17</p> <p>第3節 応急対策，災害復旧への備え・・・18</p> <p>第1 災害発生直前対策・・・18</p> <p>1 津波警報等の住民等への伝達・・・19</p> <p>2 住民等の避難誘導體制・・・20</p> <p>第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備・・・23</p> <p>1 情報通信ネットワークの整備・・・24</p> <p>2 対策に携わる組織の整備・・・24</p> <p>3 相互応援体制の整備・・・24</p>	<p style="text-align: center;">茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 津波災害対策計画の概要・・・1</p> <p>第1 計画の目的・・・1</p> <p>第2 計画の用語・・・1</p> <p>第3 計画の構成・・・1</p> <p>第4 基本方針・・・1</p> <p>第2節 国内の津波被害・・・3</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 津波に強いまちづくり・・・6</p> <p>1 津波に強いまちの形成・・・7</p> <p>2 海岸保全施設等の整備・・・9</p> <p>3 避難関連施設の整備・・・9</p> <p>4 公共施設等の津波対策・・・10</p> <p>5 ライフライン施設の耐浪化・・・11</p> <p>6 危険物施設等の安全確保・・・12</p> <p>第2節 防災思想・知識の普及・・・13</p> <p>1 防災教育・・・14</p> <p>2 津波ハザードマップの充実、活用・・・15</p> <p>3 避難誘導標識等による啓発・・・16</p> <p>4 防災訓練の実施・・・17</p> <p>第3節 応急対策，災害復旧への備え・・・18</p> <p>第1 災害発生直前対策・・・18</p> <p>1 津波警報等の住民等への伝達・・・19</p> <p>2 住民等の避難誘導體制・・・20</p> <p>第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備・・・23</p> <p>1 情報通信ネットワークの整備・・・24</p> <p>2 対策に携わる組織の整備・・・24</p> <p>3 相互応援体制の整備・・・24</p>		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
4 防災組織等の活動体制の整備・・・24	4 防災組織等の活動体制の整備・・・24		
第3 被害軽減のための備え・・・25	第3 被害軽減のための備え・・・25		
1 消火活動、救助・救急活動への備え・・・26	1 消火活動、救助・救急活動への備え・・・26		
2 医療救護活動への備え・・・26	2 医療救護活動への備え・・・26		
3 緊急輸送への備え・・・26	3 緊急輸送への備え・・・26		
4 被災者支援のための備え・・・26	4 被災者支援のための備え・・・26		
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画		
第1節 災害発生直前の対策・・・28	第1節 災害発生直前の対策・・・28		
第1 津波警報等の伝達・・・28	第1 津波警報等の伝達・・・28		
1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の 収集・伝達・・・29	1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の 収集・伝達・・・29		
第2 住民等の避難誘導・・・38	第2 住民等の避難誘導・・・38		
1 避難指示（緊急）等及び誘導・・・38	1 避難指示_____及び誘導・・・38		法改正 (防災・危機管理課)
2 警戒区域の設定・・・38	2 警戒区域の設定・・・38		
3 避難の誘導・・・39	3 避難の誘導・・・39		
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立・・・40	第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立・・・40		
第1 災害情報の収集・連絡・・・40	第1 災害情報の収集・連絡・・・40		
1 被害概況の把握・・・40	1 被害概況の把握・・・40		
2 被害情報・措置情報の収集・伝達・・・40	2 被害情報・措置情報の収集・伝達・・・40		
3 国への報告・・・41	3 国への報告・・・41		
第2 通信手段の確保・・・42	第2 通信手段の確保・・・42		
1 専用通信設備の運用・・・42	1 専用通信設備の運用・・・42		
2 代替通信機能の確保・・・42	2 代替通信機能の確保・・・42		
3 アマチュア無線ボランティアの活用・・・43	3 アマチュア無線ボランティアの活用・・・43		
第3 県及び各機関の活動体制・・・44	第3 県及び各機関の活動体制・・・44		
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容・・・45	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容・・・45		
2 職員の動員・参集・・・45	2 職員の動員・参集・・・45		
3 県の災害対策本部・・・45	3 県の災害対策本部・・・45		
4 市町村、指定地方行政機関等・・・45	4 市町村、指定地方行政機関等・・・45		
5 国の現地対策本部との連携・・・45	5 国の現地対策本部との連携・・・45		
第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣・・・46	第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣・・・46		
1 応援要請の実施・・・47	1 応援要請の実施・・・47		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
2 応援受入体制の確保・・・・・・・・・・47	2 応援受入体制の確保・・・・・・・・・・47		
3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保・・・・・・・・47	3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保・・・・・・・・47		
4 自衛隊に対する災害派遣要請・・・・・・・・・・47	4 自衛隊に対する災害派遣要請・・・・・・・・・・47		
5 自衛隊の判断による災害派遣・・・・・・・・・・48	5 自衛隊の判断による災害派遣・・・・・・・・・・48		
6 自衛隊受入体制の確立・・・・・・・・・・48	6 自衛隊受入体制の確立・・・・・・・・・・48		
7 災害派遣部隊の撤収要請・・・・・・・・・・48	7 災害派遣部隊の撤収要請・・・・・・・・・・48		
8 経費の負担・・・・・・・・・・48	8 経費の負担・・・・・・・・・・48		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動等・・・・・・・・49	第3節 救助・救急、医療及び消火活動等・・・・・・・・49		
1 救急・救助活動・・・・・・・・・・50	1 救急・救助活動・・・・・・・・・・50		
2 医療活動・・・・・・・・・・50	2 医療活動・・・・・・・・・・50		
3 消火活動・・・・・・・・・・50	3 消火活動・・・・・・・・・・50		
4 水害防止活動・・・・・・・・・・50	4 水害防止活動・・・・・・・・・・50		
5 海上災害対策活動・・・・・・・・・・50	5 海上災害対策活動・・・・・・・・・・50		
6 惨事ストレス対策・・・・・・・・・・50	6 惨事ストレス対策・・・・・・・・・・50		
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・・・・・・51	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・・・・・・51		
1 緊急輸送の実施・・・・・・・・・・51	1 緊急輸送の実施・・・・・・・・・・51		
2 緊急輸送道路及び航路の確保・・・・・・・・・・51	2 緊急輸送道路及び航路の確保・・・・・・・・・・51		
3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保・・・・・・・・・・52	3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保・・・・・・・・・・52		
4 緊急輸送状況の把握・・・・・・・・・・52	4 緊急輸送状況の把握・・・・・・・・・・52		
5 交通規制・・・・・・・・・・52	5 交通規制・・・・・・・・・・52		
第5節 避難収容及び情報提供活動・・・・・・・・53	第5節 避難収容及び情報提供活動・・・・・・・・53		
第1 避難所及び被災者の把握等・・・・・・・・53	第1 避難所及び被災者の把握等・・・・・・・・53		
1 避難所の開設、運営・・・・・・・・・・53	1 避難所の開設、運営・・・・・・・・・・53		
2 被災者、疎開者、自宅被災者の把握・・・・・・・・・・54	2 被災者、疎開者、自宅被災者の把握・・・・・・・・・・54		
3 広域的避難収容・・・・・・・・・・54	3 広域的避難収容・・・・・・・・・・54		
第2 応急仮設住宅・・・・・・・・・・55	第2 応急仮設住宅・・・・・・・・・・55		
1 応急仮設住宅の提供・・・・・・・・・・55	1 応急仮設住宅の提供・・・・・・・・・・55		
2 建築物の応急復旧への支援・・・・・・・・・・55	2 建築物の応急復旧への支援・・・・・・・・・・55		
第3 被災者等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・56	第3 被災者等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・56		
1 ニーズの把握・・・・・・・・・・56	1 ニーズの把握・・・・・・・・・・56		
2 相談窓口の設置・・・・・・・・・・57	2 相談窓口の設置・・・・・・・・・・57		
3 生活情報の提供・・・・・・・・・・57	3 生活情報の提供・・・・・・・・・・57		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第4 要配慮者安全確保対策・・・58	第4 要配慮者安全確保対策・・・58		
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策・・・58	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策・・・58		
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策・・・59	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策・・・59		
3 外国人に対する安全確保対策・・・59	3 外国人に対する安全確保対策・・・59		
第6節 物資の調達，供給活動・・・60	第6節 物資の調達，供給活動・・・60		
1 食料の供給・・・60	1 食料の供給・・・60		
2 生活必需品の供給・・・61	2 生活必需品の供給・・・61		
3 応急給水の実施・・・61	3 応急給水の実施・・・61		
第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動・・・62	第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動・・・62		
第1 保健衛生・・・62	第1 保健衛生・・・62		
1 避難所生活環境の整備・・・62	1 避難所生活環境の整備・・・62		
2 健康管理・・・62	2 健康管理・・・62		
3 精神保健，心のケア対策・・・63	3 精神保健，心のケア対策・・・63		
第2 防疫及び遺体処理等・・・64	第2 防疫及び遺体処理等・・・64		
1 防疫・・・64	1 防疫・・・64		
2 行方不明者等の捜索・・・65	2 行方不明者等の捜索・・・65		
3 遺体の処理・・・65	3 遺体の処理・・・65		
4 遺体の火葬・・・65	4 遺体の火葬・・・65		
第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動・・・66	第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動・・・66		
1 社会秩序の維持・・・66	1 社会秩序の維持・・・66		
2 物価の安定，物資の安定供給・・・66	2 物価の安定，物資の安定供給・・・66		
第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動・・・67	第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動・・・67		
第1 公共施設，ライフライン施設等の応急復旧・・・67	第1 公共施設，ライフライン施設等の応急復旧・・・67		
1 道路の応急復旧・・・68	1 道路の応急復旧・・・68		
2 港湾，漁港の応急復旧・・・68	2 港湾，漁港の応急復旧・・・68		
3 鉄道の応急復旧・・・68	3 鉄道の応急復旧・・・68		
4 その他の土木施設の応急復旧・・・68	4 その他の土木施設の応急復旧・・・68		
5 電力施設の応急復旧・・・68	5 電力施設の応急復旧・・・68		
6 電話施設の応急復旧・・・68	6 電話施設の応急復旧・・・68		
7 都市ガス施設の応急復旧・・・68	7 都市ガス施設の応急復旧・・・68		
8 上水道施設の応急復旧・・・68	8 上水道施設の応急復旧・・・68		
9 下水道施設の応急復旧・・・69	9 下水道施設の応急復旧・・・69		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
10 建築物の応急危険度判定・・・69	10 建築物の応急危険度判定・・・69		
11 住宅の応急修理・・・69	11 住宅の応急修理・・・69		
第2 二次災害の防止活動・・・70	第2 二次災害の防止活動・・・70		
1 水害・土砂災害対策・・・70	1 水害・土砂災害対策・・・70		
2 高潮，波浪等の対策・・・71	2 高潮，波浪等の対策・・・71		
3 危険物等流出対策・・・71	3 危険物等流出対策・・・71		
4 石油類等危険物施設の安全確保・・・71	4 石油類等危険物施設の安全確保・・・71		
5 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保・・・71	5 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保・・・71		
6 毒劇物取扱施設の安全確保・・・71	6 毒劇物取扱施設の安全確保・・・71		
7 有害物質の漏洩及び石綿飛散防止対策・・・72	7 有害物質の漏洩及び石綿飛散防止対策・・・72		
第10節 自発的支援の受入れ・・・73	第10節 自発的支援の受入れ・・・73		
1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営・・・74	1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営・・・74		
2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力・・・74	2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力・・・74		
3 義援金の募集及び受付・・・74	3 義援金の募集及び受付・・・74		
4 委員会の設置・・・74	4 委員会の設置・・・74		
5 義援金の保管・・・74	5 義援金の保管・・・74		
6 義援金の配分・・・74	6 義援金の配分・・・74		
7 義援物資対策・・・74	7 義援物資対策・・・74		
第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画・・・75	第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画・・・75		
1 事前復興対策の実施・・・76	1 事前復興対策の実施・・・76		
2 復興対策本部の設置・・・76	2 復興対策本部の設置・・・76		
3 復興方針・計画の策定・・・76	3 復興方針・計画の策定・・・76		
4 復興事業の実施・・・76	4 復興事業の実施・・・76		
第2節 迅速な原状復旧の進め方・・・77	第2節 迅速な原状復旧の進め方・・・77		
第1 被災施設の復旧等・・・77	第1 被災施設の復旧等・・・77		
1 災害復旧事業計画の作成・・・77	1 災害復旧事業計画の作成・・・77		
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定・・・78	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定・・・78		
3 災害復旧事業の実施・・・78	3 災害復旧事業の実施・・・78		
第2 災害廃棄物の処理・・・79	第2 災害廃棄物の処理・・・79		
1 解体，がれき処理・・・79	1 解体，がれき処理・・・79		
第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援・・・80	第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援・・・80		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付・・・81	第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付・・・81		
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付・・・81	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付・・・81		
2 災害見舞金の支給・・・81	2 災害見舞金の支給・・・81		
3 生活福祉資金の貸付・・・81	3 生活福祉資金の貸付・・・81		
4 母子父子寡婦福祉資金の貸付・・・81	4 母子父子寡婦福祉資金の貸付・・・81		
5 農林漁業復旧資金・・・81	5 農林漁業復旧資金・・・81		
6 中小企業復興資金・・・81	6 中小企業復興資金・・・81		
7 住宅復興資金・・・81	7 住宅復興資金・・・81		
第2 租税及び公共料金等の特例措置・・・82	第2 租税及び公共料金等の特例措置・・・82		
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置・・・82	1 国税等の徴収猶予及び減免の措置・・・82		
2 その他公共料金の特例措置・・・82	2 その他公共料金の特例措置・・・82		
第3 雇用対策・・・84	第3 雇用対策・・・84		
1 離職者への措置・・・84	1 離職者への措置・・・84		
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置・・・84	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置・・・84		
3 被災事業主に関する措置・・・85	3 被災事業主に関する措置・・・85		
第4 住宅建設の促進・・・86	第4 住宅建設の促進・・・86		
1 建設計画の作成・・・86	1 建設計画の作成・・・86		
2 事業の実施・・・86	2 事業の実施・・・86		
3 入居者の選定・・・87	3 入居者の選定・・・87		
第5 被災者生活再建支援法の適用・・・88	第5 被災者生活再建支援法の適用・・・88		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定・・・89	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定・・・89		
2 支援法の適用基準・・・89	2 支援法の適用基準・・・89		
3 支援法の適用手続・・・89	3 支援法の適用手続・・・89		
4 支援金の支給額・・・89	4 支援金の支給額・・・89		
5 支援金支給申請手続・・・89	5 支援金支給申請手続・・・89		
6 支援金の支給・・・89	6 支援金の支給・・・89		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元		
第1章 総則 第2節 国内の津波被害 第1 津波災害の歴史 1 津波災害の歴史 [明治以降の津波を伴った地震]					第1章 総則 第2節 国内の津波被害 第1 津波災害の歴史 1 津波災害の歴史 [明治以降の津波を伴った地震]								
発震年月日		震央の位置		マグニ チュー ド	被害摘要	発震年月日		震央の位置		マグニ チュー ド	被害摘要	5	情報の更新 (防災・危機管理課)
西暦	日本歴	北緯	東経			西暦	日本歴	北緯	東経				
(略)					(略)								
2011 .3.1 1	平成 23.3 .11	38° 6'	142° 52'	9.0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて、震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。 人的被害:死者 <u>19,729</u> , 行方不明 <u>2,559</u> , 負傷者 <u>6,233</u> 。 住宅被害:全壊 <u>121,996</u> , 半壊 <u>282,941</u> , 一部損壊 <u>748,461</u> (本県の状況) 本県では、8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。 同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。 人的被害:死者66名、行方	2011 .3.1 1	平成 23.3 .11	38° 6'	142° 52'	9.0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて。震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。 人的被害:死者 <u>19,759</u> 、行方不明 <u>2,553</u> 、負傷者 <u>6,242</u> 。 住宅被害:全壊 <u>122,006</u> 、半壊 <u>283,160</u> 、一部損壊 <u>749,934</u> (本県の状況) 本県では、8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。 同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。 人的被害:死者66名、行方		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
				不明者1名、重症34名、軽症680名 住家被害：全壊 <u>2,634</u> 棟、半壊 <u>24,995</u> 棟、一部損壊 <u>191,490</u> 棟 床上浸水 <u>75</u> 棟、床下浸水 <u>624</u> 棟 (令和 <u>2</u> 年3月1日現在)					不明者1名、重症34名、軽症680名 住家被害：全壊 <u>2,638</u> 棟、半壊 <u>25,056</u> 棟、一部損壊 <u>190,491</u> 棟 床上浸水 <u>33</u> 棟、床下浸水 <u>610</u> 棟 (令和 <u>4</u> 年5月1日現在)		
<p>第2章 災害予防計画 第1設 津波に強いまちづくり ■対 策 <u>4 公共施設等の津波対策</u> 【県（<u>保健福祉部</u>、土木部、教育庁）、市町村、施設管理者】</p> <p>第2節 防災思想・知識の普及 ■対 策 <u>1 防災教育</u> (1) 住民への防災教育 5) 警報等発表時や避難指示（<u>緊急</u>）等の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動</p> <p>第2章 災害予防計画 第3節 応急対策、災害復旧への備え <u>第1 災害発生直前対策</u> ■基本事項 <u>2 留意点</u> (1) 住民への避難指示（<u>緊急</u>）等の伝達体制 避難指示（<u>緊急</u>）等の発令については、具体的な基準をあらかじめ定め、必要に応じて内容の再点検を行い、住民への伝達が迅速かつ確実に行われる必要がある。</p>					<p>第2章 災害予防計画 第1設 津波に強いまちづくり ■対 策 <u>4 公共施設等の津波対策</u> 【県（<u>保健医療部</u>、土木部、教育庁）、市町村、施設管理者】</p> <p>第2節 防災思想・知識の普及 ■対 策 <u>1 防災教育</u> (1) 住民への防災教育 5) 警報等発表時や避難指示_____の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動</p> <p>第2章 災害予防計画 第3節 応急対策、災害復旧への備え <u>第1 災害発生直前対策</u> ■基本事項 <u>2 留意点</u> (1) 住民への避難指示_____の伝達体制 避難指示_____の発令については、具体的な基準をあらかじめ定め、必要に応じて内容の再点検を行い、住民への伝達が迅速か</p>					10	組織改編 (防災・危機管理課)
										15	法改正 (防災・危機管理課)
										18	法改正 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>■対 策</p> <p>1 津波警報等の住民等への伝達</p> <p>(1) 避難指示（緊急）等の伝達体制の確保</p> <p>【国、県（防災・危機管理部）、市町村】</p> <p>市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的な避難指示（緊急）等の発令基準をあらかじめ定めるものとするとともに、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等を取り扱う県や気象庁等との連携に努めるものとする。また、県は気象庁等と連携して、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。</p> <p>なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(3) 住民等への伝達内容の検討</p> <p>【県（防災・危機管理部、保健福祉部）、市町村、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関】</p> <p>津波警報等、避難指示（緊急）等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>(4) 津波地震や遠地地震への対応</p> <p>【市町村、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関】</p> <p>強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示（緊急）等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p>	<p>つ確実に行われる必要がある。</p> <p>■対 策</p> <p>1 津波警報等の住民等への伝達</p> <p>(1) 避難指示_____の伝達体制の確保</p> <p>【国、県（防災・危機管理部）、市町村】</p> <p>市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示_____を発令することを基本とした具体的な避難指示_____の発令基準をあらかじめ定めるものとするとともに、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等を取り扱う県や気象庁等との連携に努めるものとする。また、県は気象庁等と連携して、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。</p> <p>なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示_____を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示_____の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(3) 住民等への伝達内容の検討</p> <p>【県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関】</p> <p>津波警報等、避難指示_____を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>(4) 津波地震や遠地地震への対応</p> <p>【市町村、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関】</p> <p>強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示_____の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p>	<p>19</p> <p>19</p> <p>19</p>	<p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課） 法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>法改正 （防災・危機管理課）</p>



茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る必要がある。</p> <p>第3 被害軽減のための備え</p> <p>■対 策</p> <p>2 医療救護活動への備え</p> <p>【県（防災・危機管理課、<b>保健福祉部</b>、土木部）、市町村、病院、日赤茨城県支部、医療関係団体】</p> <p>4 被災者支援のための備え</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>【県（各部局）、市町村、関東農政局<u>水戸地域センター</u>、水道事業者等、事業者、住民】</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>第1 津波警報等の伝達</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(2) 迅速・的確な避難指示 <b>（緊急）等</b></p> <p>強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示 <b>（緊急）</b> を行うなど、速やかに的確な避難指示 <b>（緊急）等</b> を行うものとする。</p> <p>なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示 <b>（緊急）等</b> を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示 <b>（緊急）等</b> の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。</p> <p>(3) あらゆる伝達手段の活用</p> <p>津波警報等、避難指示 <b>（緊急）等</b> の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に</p>	<p>燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る必要がある。</p> <p>第3 被害軽減のための備え</p> <p>■対 策</p> <p>2 医療救護活動への備え</p> <p>【県（防災・危機管理課、<b>保健医療部</b>、土木部）、市町村、病院、日赤茨城県支部、医療関係団体】</p> <p>4 被災者支援のための備え</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>【県（各部局）、市町村、関東農政局<u>茨城県拠点</u>、水道事業者等、事業者、住民】</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>第1 津波警報等の伝達</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(2) 迅速・的確な避難指示 _____</p> <p>強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示 _____ を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示 _____ を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示 _____ の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。</p> <p>(3) あらゆる伝達手段の活用</p> <p>津波警報等、避難指示 _____ の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達</p>	<p>26</p> <p>27</p> <p>28</p>	<p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （関東農政局茨城県拠点）</p> <p>法改正 （防災・危機管理課）</p>

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元																
<p>伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、Lアラート _____ 等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <hr/> <p>■対策</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達</p> <p>3) 発表基準と伝達内容</p> <p>①大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="91 810 927 1241"> <thead> <tr> <th>津波警報等の種類</th> <th>津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td><u>陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため</u>、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td><u>陸域では避難の必要はない。</u>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 住民等への伝達</p> <p>市町村は、県、警察署、N T T又はテレビ、ラジオ放送により津</p>	津波警報等の種類	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	大津波警報	<u>陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため</u> 、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波警報	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	<u>陸域では避難の必要はない。</u> 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、Lアラート、<u>津波フラッグ</u> 等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p><u>※ 津波フラッグに関する自治体における運用等については『津波フラッグ』による津波警報等の伝達に関するガイドライン（令和2年6月気象庁策定）を参考とする。</u></p> <p>■対策</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達</p> <p>3) 発表基準と伝達内容</p> <p>①大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="958 850 1792 1433"> <thead> <tr> <th>津波警報等の種類</th> <th>津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>_____ 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td><u>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>_____ 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 住民等への伝達</p>	津波警報等の種類	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	大津波警報	_____ 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	<u>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>	津波注意報	_____ 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>28</p> <p>30</p> <p>31</p>	<p>用語の追加 （水戸地方気象台）</p> <p>文言の整理 （水戸地方気象台）</p>
津波警報等の種類	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																		
大津波警報	<u>陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため</u> 、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																		
津波警報	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																		
津波注意報	<u>陸域では避難の必要はない。</u> 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																		
津波警報等の種類	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																		
大津波警報	_____ 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																		
津波警報	<u>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>																		
津波注意報	_____ 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>波警報の発表を知ったときは、直ちに海浜にいる者、海岸沿いの住民等に呼びかけ、急いで安全な場所に避難するよう <b>勧告又は</b>指示する。</p> <p>5) 市町村長の判断による措置</p> <p>近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い揺れを感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町村長は、海面監視等を実施し、自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう <b>勧告又は</b>指示する。</p> <p>(3) 津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p> <p style="text-align: center;"><b>地震・津波情報伝達系統図</b></p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">→</span> : 専用線による伝達  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">→</span> : その他の伝達手段         </p>	<p>市町村は、県、警察署、NTT又はテレビ、ラジオ放送により津波警報の発表を知ったときは、直ちに海浜にいる者、海岸沿いの住民等に呼びかけ、急いで安全な場所に避難するよう _____ 指示する。</p> <p>5) 市町村長の判断による措置</p> <p>近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い揺れを感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町村長は、海面監視等を実施し、自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう _____ 指示する。</p> <p>(3) 津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p> <p style="text-align: center;"><b>津波情報等伝達系統図</b></p> <p>           ※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される         </p>	<p>32</p> <p>33</p> <p>35</p>	<p>法改正 (防災・危機管理課)</p> <p>法改正 (防災・危機管理課)</p> <p>気象庁「地域防災計画恭順的な記載例」との整合を図るため (水戸地方気象台)</p>



茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動等</p> <p>■対策</p> <p>2 医療活動</p> <p>【県（<a href="#">保健福祉部</a>、警察本部）、市町村、市町村（消防機関）、病院、日赤茨城県支部、医療関係団体、医療ボランティア等】</p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>第1 避難所及び被災者の把握等</p> <p>■対策</p> <p>3 広域的避難収容</p> <p>【県（防災・危機管理部、<a href="#">保健福祉部</a>）、市町村】</p> <p>第4 要配慮者安全確保対策</p> <p>■対策</p> <p>1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策</p> <p>【施設等管理者、県（<a href="#">保健福祉部</a>、関係部局）、市町村、各ライフライン事業者】</p> <p>2 在宅要配慮者に対する安全確保対策</p> <p>【県（<a href="#">保健福祉部</a>、防災・危機管理部）、市町村、各ライフライン事業者】</p> <p>第6節 物資の調達、供給活動</p> <p>■対策</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>【県（防災・危機管理部、<a href="#">保健福祉部</a>、産業戦略部）、輸送業者、市町村】</p> <p>3 応急給水の実施</p> <p>【水道事業者等、県（<a href="#">県民生活環境部</a>、<a href="#">保健福祉部</a>）、市町村】</p>	<p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動等</p> <p>■対策</p> <p>2 医療活動</p> <p>【県（<a href="#">保健医療部</a>、警察本部）、市町村、市町村（消防機関）、病院、日赤茨城県支部、医療関係団体、医療ボランティア等】</p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>第1 避難所及び被災者の把握等</p> <p>■対策</p> <p>3 広域的避難収容</p> <p>【県（防災・危機管理部、<a href="#">保健医療部</a>）、市町村】</p> <p>第4 要配慮者安全確保対策</p> <p>■対策</p> <p>1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策</p> <p>【施設等管理者、県（<a href="#">福祉部</a>、関係部局）、市町村、各ライフライン事業者】</p> <p>2 在宅要配慮者に対する安全確保対策</p> <p>【県（<a href="#">福祉部</a>、防災・危機管理部）、市町村、各ライフライン事業者】</p> <p>第6節 物資の調達、供給活動</p> <p>■対策</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>【県（防災・危機管理部、<a href="#">保健医療部</a>、産業戦略部）、輸送業者、市町村】</p> <p>3 応急給水の実施</p> <p>【水道事業者等、県（<a href="#">政策企画部</a>、<a href="#">保健医療部</a>）、市町村】</p>	<p>50</p> <p>54</p> <p>58</p> <p>59</p> <p>61</p> <p>61</p>	<p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （生活文化課） （防災・危機管理課）</p>

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動</p> <p>第1 保健衛生</p> <p>■対 策</p> <p>1 避難所生活環境の整備 【県（保健福祉部）、市町村】</p> <p>2 健康管理 【県（保健福祉部）、市町村】</p> <p>3 精神保健、心のケア対策 【県（保健福祉部）、市町村】</p> <p>第2 防疫及び遺体処理等</p> <p>■対 策</p> <p>1 防疫 【県（保健福祉部）、市町村、医療機関】</p> <p>3 遺体の処理 【市町村、県（保健福祉部、県警本部）、日赤茨城県支部】</p> <p>4 遺体の火葬 【市町村、県（保健福祉部）】</p> <p>第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動</p> <p>第1 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>■対 策</p> <p>7 都市ガス施設の応急復旧 【東京ガス株式会社、_____、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社】</p> <p>8 上水道施設の応急復旧</p>	<p>第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動</p> <p>第1 保健衛生</p> <p>■対 策</p> <p>1 避難所生活環境の整備 【県（保健医療部）、市町村】</p> <p>2 健康管理 【県（保健医療部）、市町村】</p> <p>3 精神保健、心のケア対策 【県（福祉部）、市町村】</p> <p>第2 防疫及び遺体処理等</p> <p>■対 策</p> <p>1 防疫 【県（保健医療部）、市町村、医療機関】</p> <p>3 遺体の処理 【市町村、県（保健医療部、県警本部）、日赤茨城県支部】</p> <p>4 遺体の火葬 【市町村、県（保健医療部）】</p> <p>第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動</p> <p>第1 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>■対 策</p> <p>7 都市ガス施設の応急復旧 【東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社】</p>	<p>62</p> <p>62</p> <p>63</p> <p>64</p> <p>65</p> <p>68</p>	<p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>会社の分社化 （東京ガスネットワーク株式会社）</p>

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>【県（<b>県民生活環境部</b>）、水道事業者等】</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>■対 策</p> <p>1 水害・土砂災害対策</p> <p>(2) 土砂災害への対応</p> <p>【県（農林水産部、土木部）、市町村】</p> <p>県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難<b>勧告</b>等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。</p> <p>3 危険物等流出対策</p> <p>【県（防災・危機管理部、<b>保健福祉部</b>）、市町村、危険物等施設の管理者】</p> <p>6 毒劇物取扱施設の安全確保</p> <p>【県（<b>保健福祉部</b>）、市町村、毒劇物取扱施設の管理者】</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ</p> <p>■対 策</p> <p>2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能</p> <p>【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、<b>保健福祉部</b>）、市町村】</p> <p>3 義援金の募集及び受付</p> <p>【県（防災・危機管理部、<b>保健福祉部</b>）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】</p> <p>4 委員会の設置</p>	<p>8 上水道施設の応急復旧</p> <p>【県（<b>政策企画部</b>）、水道事業者等】</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>■対 策</p> <p>1 水害・土砂災害対策</p> <p>(2) 土砂災害への対応</p> <p>【県（農林水産部、土木部）、市町村】</p> <p>県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難<b>指示</b>等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。</p> <p>3 危険物等流出対策</p> <p>【県（防災・危機管理部、<b>保健医療部</b>）、市町村、危険物等施設の管理者】</p> <p>6 毒劇物取扱施設の安全確保</p> <p>【県（<b>保健医療部</b>）、市町村、毒劇物取扱施設の管理者】</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ</p> <p>■対 策</p> <p>2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能</p> <p>【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、<b>福祉部</b>）、市町村】</p> <p>3 義援金の募集及び受付</p> <p>【県（防災・危機管理部、<b>福祉部</b>）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】</p> <p>4 委員会の設置</p>	<p>68</p> <p>71</p> <p>71</p> <p>74</p>	<p>組織改編 （生活文化課）</p> <p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p>

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>【県（<a href="#">保健福祉部</a>）】</p> <p><b>5 義援金の保管</b> 【県（<a href="#">保健福祉部</a>）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、委員会】</p> <p><b>6 義援金の配分</b> 【県（<a href="#">保健福祉部</a>）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、委員会】</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援 第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付 ■対 策</p> <p><b>4 母子父子寡婦福祉資金の貸付</b> 【県（<a href="#">保健福祉部</a>）】</p>	<p>【県（<a href="#">福祉部</a>）】</p> <p><b>5 義援金の保管</b> 【県（<a href="#">福祉部</a>）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、委員会】</p> <p><b>6 義援金の配分</b> 【県（<a href="#">福祉部</a>）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、委員会】</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援 第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付 ■対 策</p> <p><b>4 母子父子寡婦福祉資金の貸付</b> 【県（<a href="#">福祉部</a>）】</p>	<p>74</p> <p>81</p>	<p>組織改編 (防災・危機管理課)</p> <p>組織改編 (防災・危機管理課)</p>